

令和 8 年 6 月 定例 議会

全 員 協 議 会 資 料

令和 8 年 5 月 2 9 日 開催

目 次

	(頁)
1. 提出案件数一覧表	3
2. 提出議案一覧表	4
3. 条例案件	6
4. 単行案件	1 8
5. 人事案件	2 1
6. 補正予算	2 4
7. 諮問案件	4 0

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	9（制定1、一部改正8）
2 単 行	2
3 人 事	10
4 補正予算	3 (一般会計1、特別会計2)
5 諮 問	3
6 報 告	4
計	31

※ 上記のほか、次の案件について追加提案を予定

2 単行 善師野防災広場整備工事の契約について

令和8年6月定例議会 提出議案一覧表

令和8年6月5日

第51号議案	犬山市犯罪被害者等支援条例の制定について
第52号議案	犬山市行政手続条例の一部改正について
第53号議案	犬山市附属機関設置条例の一部改正について
第54号議案	犬山市手数料条例の一部改正について
第55号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第56号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第57号議案	犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第58号議案	犬山市介護保険条例の一部改正について
第59号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第60号議案	財産の取得について（資機材搬送車（積載車））
第61号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて
第62号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第63号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第64号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第65号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第66号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第67号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第68号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第69号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第70号議案	犬山市農業委員会委員の任命について

第 7 1 号議案	犬山市農業委員会委員の任命について
第 7 2 号議案	令和 8 年度犬山市一般会計補正予算（第 2 号）
第 7 3 号議案	令和 8 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 2 号）
第 7 4 号議案	令和 8 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦について
報告第 1 号	令和 7 年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号	令和 7 年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 3 号	令和 7 年度犬山市土地開発公社決算について
報告第 4 号	令和 8 年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

《制定》

○ 犬山市犯罪被害者等支援条例の制定について（第51号議案）

【趣旨】

犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

【内容】

犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、犬山市安全で安心なまちづくり条例（平成23年条例第10号）にて定めている「犯罪被害者等への支援に関する事項」に特化した条例を新たに定める。

※ 犯罪被害者等…犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項の規定を引用）

（主な規定事項）

条番号	内容
第4条～第6条	市、市民及び事業者が取り組むべき責務
第7条	相談及び情報の提供等
第8条	経済的負担の軽減
第9条	居住の安定
第10条	広報及び啓発
第11条	人材の育成
第12条	意見等の反映

【理由】

「犯罪被害者等への支援に関する事項」に特化した条例を新たに定めることにより、犯罪被害者等の支援に取り組む姿勢を明らかにする。

【その他】

- ・愛知県内の25市町村（名古屋市、大府市、知多市、東海市、一宮市、岡崎市、春日井市など）において、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定済み（令和8年4月1日現在の愛知県制定率46%）
- ・当市の「犬山市安全で安心なまちづくり条例」に当たる理念条例の一部に規定しているのは、当市を含め6市町

（次ページにつづく）

<近隣県の制定状況（令和7年4月1日現在 警察庁ホームページより）>

岐阜県 42市町村（制定率100%）

静岡県 33市町 （制定率100%）

三重県 27市町 （制定率 93%）

【施行日】

令和8年8月1日

《一部改正》

○ 犬山市行政手続条例の一部改正について（第52号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に準じ、条例の一部を改正するもの。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）

【内容】

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う公示送達の方法を次のとおり変更する。

改正前 行政庁の事務所の掲示場への掲示



改正後 下記の方法のいずれも

①インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧可能な状態に置くこと

②行政庁の事務所の掲示場への掲示又は当該事務所に設置したパソコン画面上で閲覧可能な状態に置くこと

※ ①は市のホームページ上に専用ページを開設し、②は従前の掲示場への掲示を継続する。

【経緯・理由】

法の改正により、不利益処分の際にあらかじめ行う聴聞及び弁明の機会の付与に係る意見陳述手続の通知を公示送達（※）によって行う場合の方法について、従前の書面掲示からインターネットによる公表を前提とした見直しが行われた（いわゆるアナログ規制）。

法の適用は、市が条例及び規則で独自に定める処分等に係る手続には及ばないことから、法の改正内容と同様に本条例を改正する。

※ 公示送達は、不利益処分の名宛人の所在が不明な場合に限り、名宛人への通知に代えて行われるものである。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第53号議案）

【趣旨】

公共施設のネーミングライツパートナーの選定に係る附属機関を統合するため、条例の一部を改正するもの。

次の市長の附属機関を設置する。

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会	市長の諮問に応じ、公共施設の愛称を命名する権利を付与する事業者の選定に関する事項について審議する。	7人以内	審議期間

【目的】

現在、公募によるネーミングライツパートナーの選定を附属機関への諮問、答申により行っている公共施設は、下記のとおりである。

施設名称（愛称）	附属機関
犬山市体育館 （エナジーサポートアリーナ）	犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会
犬山市文化史料館南館 （IMASEN犬山からくりミュージアム）	犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会

財源確保の観点から今後、本市として公共施設におけるネーミングライツパートナーの公募を積極的に行っていく方針であることから、施設の個別名称を付した附属機関を廃止し、総称とした「犬山市公共施設ネーミングライツパートナー選定委員会」を新設する。

【効果】

新たに公募によるネーミングライツパートナーの選定を附属機関への諮問、答申により行う場合に、本条例の改正を行うことなく速やかに選定手続を進めることができるとともに、必要に応じて複数施設の選定を一括で行うことも可能となることから、審査の合理化が期待できる。

（次ページにつづく）

【今後の予定】

今年度、次の施設においてネーミングライツパートナーの公募を予定している。

- ・犬山市民文化会館及び犬山市南部公民館（文化推進課）
- ・山の田公園の野球場及びテニスコート（スポーツ交流課）

【予算措置】

ネーミングライツ実施に伴い、次の補正予算を計上する。

<歳出> 9款5項7目 市民文化会館費 124千円

(内訳)

ネーミングライツパートナー選定委員会委員報酬 101千円

費用弁償 23千円

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第54号議案）

【経緯・趣旨】

市では、平成27年度からワンストップ窓口の実施、キャッシュレス決済の導入、そして令和3年2月からは住民票の写し等のコンビニ交付を開始するなど、段階的に市民サービスの充実を目指してきた。

一方、昨年12月からは開庁時間が短縮となり、市民サービスの低下を招かないことが求められるところである。

これを受けて、新たに課税証明書と納税証明書についてもコンビニ交付を開始するに当たり、その手数料の額を設定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

コンビニ交付に係る手数料の額を次のとおり設定する。

1通 100円

※ コンビニ交付を利用するにはマイナンバーカードが必要である。

【目的】

「行かなくてもよい市役所」の施策推進のため、コンビニ交付の対象に課税証明書と納税証明書を追加し、市役所や各出張所における窓口交付よりも安価な手数料を設定することで、窓口交付からコンビニ交付への利用を促す。

【コンビニ交付の利用時間】

土日、祝日を含む毎日午前6時30分から午後11時まで

【記載事項等】

種類	記載事項	交付可能年度
課税証明書	個人市県民税の課税額と課税額の算出の根拠となる所得額（給与と年金は収入額も記載）、所得控除額など	5年度分
納税証明書	個人市県民税、固定資産税・都市計画税(共有及び法人名義を除く)の課税額と納税額	4年度分

(次ページにつづく)

【予算措置】

コンビニ交付の開始に伴い、次の補正予算を計上する。

〈歳入〉 14款2項1目 諸証明手数料 △153千円

〈歳出〉 2款2項2目 賦課費 372千円

(内訳)

収納委託事務手数料 147千円

コンビニ交付システムクラウド使用料 225千円

2款2項3目 徴税費 84千円

(内訳)

収納委託事務手数料 33千円

コンビニ交付システムクラウド使用料 51千円

【その他】

愛知県内で税関連の証明書のコンビニ交付を実施している自治体は、20市町ある。近隣では、平成28年から小牧市が、令和4年から春日井市が、課税証明書に限ってコンビニ交付を開始している。

(内訳)

課税証明書のみ：17市町、課税証明書及び納税証明書：3市町

なお、コンビニ交付の手数料を窓口交付の手数料よりも減額している自治体は、期間限定のものを含め13市町ある。

【施行日】

令和8年10月1日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第55号議案）
- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第56号議案）
- 犬山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第57号議案）

【趣旨】

国の定める基準の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- 3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）

【内容】

- ①満3歳以上限定小規模保育事業に係る規定の追加（第55号議案及び第56号議案関係）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、待機児童の解消や集団生活になじめない児童の選択肢を増やすことなどを目的に、小規模保育事業の新たな枠組みとして3歳から5歳までの児童のみを対象とした「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことから、当該事業に係る規定を追加する。

- ②人員配置基準の緩和（第56号議案関係）

特別な支援を必要とする子どもの増加に対応するため、保育所等における人員配置基準に係る保育士の数の算定において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を配置した場合に、これらの者のうち1人に限り、保育士とみなすことができるよう基準を緩和する。

- ③児童対象性暴力等の防止に関する措置（第56号議案及び第57号議案関係）

保育等の現場において子どもへの児童等対象業務従事者（※）からの性暴力等を防止するため、従事者向け研修等を実施するとともに、児童等対象業務従事者に係る性犯罪の前科の有無の確認等を義務化する。

（次ページにつづく）

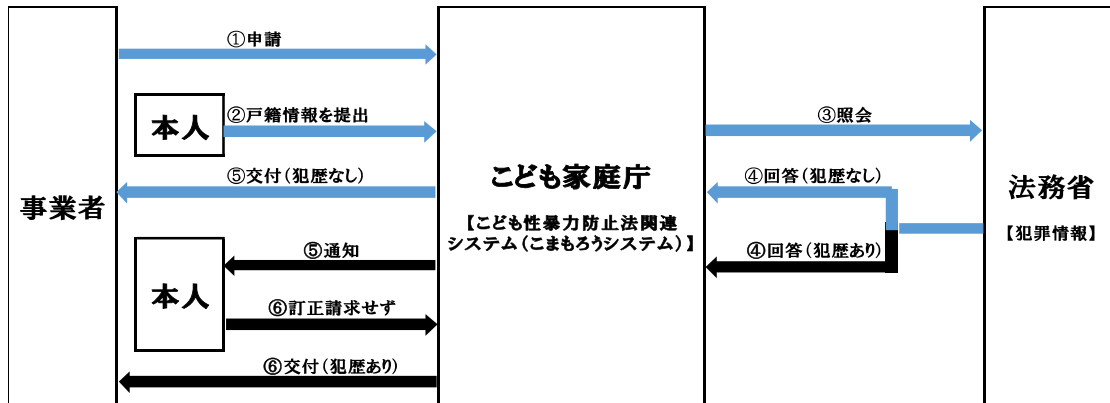
本条例改正は、市に認可権のある家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者に対し基準を追加するもの。

※ 児童等対象業務従事者とは

保育士など子どもが逃げにくく、被害が外に漏れにくい環境の下で子どもに接する者をいう。

性犯罪歴確認のフロー

※犯歴の有無のみ回答



小規模保育事業とは

- ・ 待機児童解消や多様な保育ニーズに対応するため平成27年度に創設された「地域型保育事業（家庭的保育事業等）」の一つ
- ・ 定員6～19名の少人数制で、国の基準（保育士の配置や保育室の広さ）に基づき、主に0～2歳児を対象に家庭的な保育を提供
- ・ A型：ミニ保育所に近い類型、B型：中間型、C：家庭的保育型の3種類
- ・ 市町村が認可、監督することで保育の質の確保が可能

※ 今回の法改正で、A型に限り3歳から5歳までの児童のみを対象とする事業が追加されたが、従来の小規模保育事業と面積基準や設備基準は変わらない。

※ 現在、市内に認可を受けて小規模保育事業を実施する事業者はない。

乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）とは

- ・ 全ての子どもの育ちを応援するため、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを対象とし、月10時間を上限として、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度
- ・ 現在、市内では羽黒南子ども未来園において、令和8年4月1日より事業を開始
- ・ 市に認可権があり、民間保育所、幼稚園等でも基準を満たしていれば、実施可能

【施行日】

①②公布の日

③令和8年12月25日

《一部改正》

○ 犬山市介護保険条例の一部改正について（第58号議案）

【趣旨】

令和7年度税制改正による影響を、市の令和8年度介護保険料収入に及ばないようするため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

上記趣旨に基づき、介護保険料の保険料率について、令和8年度の介護保険料算定に限った特例規定を次のとおり定める。

①介護保険料減収への措置

令和7年度税制改正により令和8年度課税から給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ10万円引き上げられた。

介護保険料算定には、市・県民税の課税の有無や合計所得金額等を用いているが、第9次犬山市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）中の令和8年度介護保険料収入については、計画期間中の税制改正は考慮されていない。

介護保険料収入の減少を考慮した国が、各自治体の介護保険制度の適正な運営のため、全国一律で令和7年度税制改正の影響が及ばないよう介護保険法施行令（平成10年政令第412号）を改正したため、これに合わせて条例を改正する。

②令和7年度非課税者に係る介護保険料の特例減免

国の通達に基づき、令和7年度市・県民税非課税者のうち、就労収入の増加により、令和8年度介護保険料が市・県民税課税者へと移行する場合、特例的にこれを算定上の所得から調整し、市・県民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする（本人からの減免申請は不要）。

給与収入	計算基準	市民税	所得段階	保険料／年
103万円 の場合	R7税制改正適用後	非課税	1段階	16,300円
	本条例改正①適用後	課税	6段階	66,000円※

※ 本条例改正②が適用された場合は、第1段階とみなし、介護保険料は16,300円（49,700円減額）となる。

（次ページにつづく）

【目的・効果】

税制改正の影響を波及させないことで、介護保険制度の維持、運営につながる。

【改正の影響（令和8年4月20日時点での状況で試算）】

- ①保険料収入として約400人分・600万円の減少を抑える。
- ②減免を行うことで約100人分・200万円の保険料負担を抑える。

【予算措置】

- ・システム改修費を補正予算で計上
5,379,000円（国庫補助金 2分の1を充当予定）
- ・減免による補填として一般会計繰入金を補正予算で計上
2,000,000円

【今後のスケジュール】

- | | |
|--------|---------------|
| 令和8年6月 | システム改修契約締結・着手 |
| 7月 | 保険料算定・賦課決定 |
| 8月 | システム改修完了 |

【施行日】

公布の日（令和8年4月1日適用）

《一部改正》

○ 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（第59号議案）

【趣旨】

国の政令（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）

【内容】

非常勤の消防団員や水防団員、消防作業に従事した者などが、公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を次のとおり増額する。

改正前 315,000円

↓

改正後 330,000円

【その他】

当市では、非常勤消防団員が非常勤水防団員を兼務している。

【施行日】

公布の日（令和8年4月1日適用）

《財産の取得》

- 財産の取得について（資機材搬送車（積載車））（第60号議案）

【趣旨】

資機材搬送車（積載車）の老朽化に伴い更新購入するもの。

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

- 購入金額 金26,928,000円
- 受注者 名古屋市西区名駅2丁目34番17号
セントラル名古屋203
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所
所長 来島 啓一
- 契約方法 指名競争入札
- 執行年月日 令和8年5月13日
- 入札参加者 5者
- 納期 令和9年3月12日まで
- 主要諸元
駆動方式：4輪駆動 操舵装置：パワーステアリング式
変速機：オートマチックトランスミッション 乗車定員：3名
- 主な用途
資機材搬送車（積載車）は、あらゆる災害活動に必要な装備、各種資機材及び収納装置等を設け、いかなる災害活動においても迅速に対応する。また、緊急消防援助隊の登録車両であり、要請により被災地へ出動する。

（車両イメージ）



（次ページにつづく）

指名競争入札執行調書

執行年月日	令和8年5月13日(水)	午前9時37分	入札書比較価格	25,936,000円
執行場所	犬山市役所	経営改善課	予定価格	28,529,600円
件名	資機材搬送車(積載車)の購入			
物品名	資機材搬送車(積載車)			
納入場所	犬山市消防本部			
商号又は名称	第1回入札	第2回入札	第3回入札	数量
小川ポンプ工業株式会社 名古屋出張所	24,480,000円	/	/	1台
平和機械株式会社	24,800,000円	/	/	落札
日本機械工業株式会社 名古屋営業所	25,500,000円	/	/	
日本ドライケミカル株式会社 名古屋支店	26,000,000円	/	/	
株式会社モリタ 名古屋支店	29,900,000円	/	/	

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

《和解及び損害賠償額の決定》

○ 和解及び損害賠償の額を定めることについて（第61号議案）

【趣旨】

公務中に発生した事故に関し、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、相手方と和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

公務中に発生した次の事故について、損害賠償の額を決定し、相手方と和解するもの。

事故発生日時	令和8年1月23日 午後4時頃
事故発生場所	犬山市大字富岡字北別祖地内
事故概要	公用車にて市内走行中、交差点進入時に交差点前で一旦停止をしたが、左右の確認が十分でなく相手方車両に気付かず進入したことにより相手方車両と接触し、互いの車両前方を損傷させる事故を起こした。
過失割合	市：90% 相手方：10%
損害賠償の額	590,897円 (内訳) 市損害負担額 (A) 628,853円 相手方損害負担額 (B) 37,956円 市賠償金額 (A-B) 590,897円
和解の内容	本件の事故における損害について、市の過失割合が9割と認定されたため、事故当事者の各自負担額を相殺し、市が相手方に対し金590,897円を損害賠償金として支払う。

【予算措置】

《歳出》 自動車事故等賠償金 591千円
 《歳入》 市有物件災害共済会災害共済金 591千円

【その他】

当市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会から、市が支払った賠償金額と同額の保険金が振り込まれる。

本議案可決後、速やかに損害賠償金を支払う。

《犬山市農業委員会委員》

○ 犬山市農業委員会委員の任命について（第62号議案から第71号議案まで）

【趣旨】

犬山市農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となるため、委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

新たな委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間。

【後任者】

第62号議案の対象者（再任）

氏 名 田中 幸子（たなか さちこ）

生年月日 ██████████

第63号議案の対象者（再任）

氏 名 齋藤 ゆみ（さいとう ゆみ）

生年月日 ██████████

第64号議案の対象者（新任）

氏 名 松浦 繁明（まつうら しげあき）

生年月日 ██████████

第65号議案の対象者（新任）

氏 名 寺澤 克己（てらざわ かつみ）

生年月日 ██████████

第66号議案の対象者（新任）

氏 名 吉野 弘司（よしの ひろし）

生年月日 ██████████

第67号議案の対象者（新任）

氏 名 大島 哲己（おおしま てつみ）

生年月日 ██████████

（次ページにつづく）

第68号議案の対象者（新任）

氏 名 保浦 富成（ほぼ とみなり）

生年月日

第69号議案の対象者（新任）

氏 名 日比野 陽平（ひびの ようへい）

生年月日

第70号議案の対象者（再任）

氏 名 小川 豊（おがわ ゆたか）

生年月日

第71号議案の対象者（新任）

氏 名 安田 忠雄（やすだ ただお）

生年月日

後任者の経歴等は、別添資料「犬山市農業委員会委員候補者一覧表」を参照。

【その他】

今回、委員（定数10名）を募集した結果、候補者10名のうち認定農業者3名、認定農業者等に準ずる者（認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族）1名となった。農業委員会委員の任命にあたり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号に基づき、委員の4分の1（2.5人）を確保し任命するもの。

<認定農業者とは>

農業経営基盤強化促進法に基づき、職業として意欲的に農業に取り組んでいる農業者や農業法人で、市が定める基準を満たし、市から認定された農業者のことをいう。

（認定農業者の主な基準）

年間農業所得	概ね300万円
年間労働時間	概ね1,800時間

（次ページにつづく）

＜認定農業者等に準ずる者とは＞

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イ～ヌに掲げられる者で、

- イ 認定農業者等（認定農業者及び認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人）であった者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人

等の者のことをいう。

令和8年6月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計		31,390,978	31,435,433	△ 99,474	31,335,959
特別 会計	国民健康保険 特別会計	5,736,002	5,736,002		5,736,002
	犬山城費計 特別会計	512,849	512,849	0	512,849
	木曾川うかい 事業費特別会計	66,852	66,972		66,972
	介護保険計 特別会計	5,761,165	5,761,165	8,811	5,769,976
	後期高齢者医療 特別会計	1,981,884	1,981,884		1,981,884
	小計	14,058,752	14,058,872	8,811	14,067,683
企業 会計	水道事業会計	1,815,980	1,816,100		1,816,100
	下水道事業会計	4,164,232	4,164,472		4,164,472
	小計	5,980,212	5,980,572	0	5,980,572
合計		51,429,942	51,474,877	△ 90,663	51,384,214

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額	
一般会計	企画広報課	15	02	01	01	国庫支出金	国庫補助金	地域未来交付金	国庫補助金の内示に伴う増減。対象 事業費の50%を補填	28,745	△ 8,536	
		19	02	01	01	繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	財源調整	1,321,169	5,294	
	経営改善課	22	01	01	01	市債		市債	情報システム開発事業債	国庫補助金の充当に伴う減額	23,500	△ 7,200
									市民交流センター改修事業債	国庫補助金の対象外に伴う増額	28,900	20,600
		22	01	03	01	市債		市債	善師野防災広場整備事業債	事業費の変更に伴う増額	132,500	4,300
									道路新設改良事業債	国庫補助金の充当に伴う減額	169,400	△ 6,900
	22	01	05	01	市債		市債	特殊街路灯LED化改修事業債	国庫補助金の充当に伴う減額	6,900	△ 4,000	
								蟬屋長塚線道路整備事業債	事業費の変更に伴う減額	290,600	△ 100,600	
	多様性社会推進課	15	02	07	01	国庫支出金	国庫補助金	外国人受入環境整備交付金	対象事業費の50%を補填	0	507	
	税務課	14	02	01	02	使用料及び手数料	手数料	諸証明手数料	コンビニ交付開始に伴う手数料の減額	3,603	△ 153	

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	障害者支援課	15	02	02	01	国庫支出金	国庫補助金	障害者総合支援事業費国庫補助金	事業費の50%を補填	0	2,662
		16	02	03	01	県支出金	県補助金	不妊治療費助成事業費県補助金	事業費の50%を補填	0	2,000
	子育て支援課	18	01	03	02	寄附金	寄附金	児童福祉費寄附金	児童福祉事業に対する寄附金の計上	1	130
		16	02	08	01	県支出金	地域スポーツクラブ活動体制整備事業県補助金	制度変更に伴う減額	5,706	△ 5,706	
	地方スポーツ振興費補助金						制度変更に伴う計上。対象事業費の70%を補填	0	6,281		
	16	02	08	03	県支出金	部活動指導員配置事業費県補助金	部活動指導員配置事業費県補助金	制度変更に伴う減額	1,722	△ 1,722	
						文化部活動地域展開等推進事業費県補助金	制度変更に伴う計上。事業費の6%を補填	0	1,186		
	16	03	04	02	県支出金	地域文化部活動推進事業費県委託金	地域文化部活動推進事業費県委託金	制度変更に伴う減額	750	△ 750	
						市民文化会館事業収入	公演内容の決定に伴う事業収入の増額	6,600	2,484		
	15	02	05	02	04	国庫支出金	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業国庫補助金	国庫補助金	都市計画課での国庫補助金一括計上に伴い、減額	1,358	△ 1,358
現年度分特別徴収保険料							特例減免に伴う減額	1,110,427	△ 1,860		
01	01	01	01	02	保険料	現年度分普通徴収保険料	介護保険料	特例減免に伴う減額	81,160	△ 140	
						介護保険事業費補助金	事業費の50%を補填	0	4,405		
07	01	03	01	繰入金	繰入金	事務費繰入金	一般会計繰入金	事務費の50%を補填	44,121	4,406	
						保険料特例減免繰入金	一般会計繰入金	特例減免による保険料減少分の補填	0	2,000	
介護保険特別会計	高齢者支援課	03	02	06	01	国庫支出金	国庫補助金	介護保険事業費補助金	事業費の50%を補填	0	4,405

都市整備部

歳入

会計名称	所属名称	款	項	目	節	款名称	項名称	細々節名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正予算額
一般会計	都市計画課	15	02	04	02	国庫支出金	国庫補助金	地域の観光資源充実のための環境整備推進事業国庫補助金	事業費の50%を補填	0	12,836
	整備課	15	02	04	01	国庫支出金	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	国庫補助金の内示に伴う減額	57,690	△ 21,420
	土木管理課	21	05	02	09	諸収入	雑入	市有物件災害共済会災害共済金	損害賠償金の100%を補填	0	591

会計名称	所屬名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の子算額	補正要求額	（千円）	
												特定財源	一般財源
一般会計	経営改善課	02	01	02	総務費	総務管理費	財政管理費	財政管理	作成基準の変更による地方公営システム改修委託料を計上	341	880	0	880
	総務課	02	01	03	総務費	総務管理費	財産管理費	本庁舎管理	E V車両の寄贈受入れに必要となる経費（充電ステーション設置、保険料等）の計上	106,381	7	0	7
								公共駐車場管理		4,546	423	0	423
								集中管理公用車調達		3,620	88	0	88
	情報政策課	02	01	12	総務費	総務管理費	情報システム管理費	情報システム運用管理	コンビニ交付に係るサーバ更新の手法変更に伴う予算の組換え	539,572	△ 1,464	1,265	△ 2,729
								情報システム開発		81,180	9,315	703	8,612
	税務課	02	02	02	総務費	徴税費	賦課費	市税賦課	課税証明書のコンビニ交付開始に伴う経費の計上	52,476	372	0	372
								徴収管理	納税証明書のコンビニ交付開始に伴う経費の計上	20,155	84	0	84

※ 人件費のみの補正と財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	障害者支援課	03	01	02	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	障害者福祉事務	報酬改定に伴うシステム 改修委託料の計上	7,958	5,324	2,662	2,662
	保険年金課	03	01	06	社会福祉費	福祉医療助成費	福祉医療助成事務	税制改正に伴うシステム 改修委託料の計上	19,095	1,672	0	1,672	
													健康推進課
	子育て支援課	03	02	01	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉総務事務	定期予防接種の追加等に 伴うシステム改修委託料 の計上	3,641	7	0	
													子ども未来課
	子ども未来課	03	02	02	民生費	児童福祉費	保育所費	保育所総務事務	寄附金を活用した幼児向 け玩具購入費の計上	4,131	16	16	
													子ども未来課
	子ども未来課	03	02	04	民生費	児童福祉費	こすもす園費	こすもす園管理	寄附金を活用した幼児向 け玩具購入費の計上	5,676	6	6	

会計名称	所属名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	学校教育課	09	03		教育費	中学校費	教育振興費	中学校部活動	県補助金の内示に伴う地域スポーツクラブ活動試行経費の計上等	8,233	△ 971	△ 1,321	350
	文化推進課	09	05	07	教育費	社会教育費	市民文化会館管理費	市民文化会館管理	ネーミングライツパートナー選定経費の計上	43,020	124	0	124
犬山城費特別会計	歴史まちづくり課	02	01	01	予備費	予備費	予備費	市民文化会館利活用	公債内容の決定に伴う自主事業委託料の増額	15,039	2,484	2,484	0
								予備費	財源調整	105,589	△ 4,953	0	△ 4,953
介護保険特別会計	高齢者支援課	01	01	01	総務費	総務管理費	一般管理費	一般管理	介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の計上	6,087	8,811	8,811	0

※ 人件費のみの補正と財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

会計名称	所屬名称	款	項	目	款名称	項名称	目名称	事業名称	主な内容等	補正前の 予算額	補正 要求額	(千円)	
												特定財源	一般財源
一般会計	整備課	07	04	04	土木費	都市計画費	街路事業費	岬屋長塚線道路整備	国庫補助金の内示に伴う 事業費の減額	402,631	△ 142,894	△ 122,020	△ 20,874
	土木管理課	07	01	01	土木費	土木管理費	土木総務費	土木管理事務	交通事故の示談成立に伴 う損害賠償金の計上	43,014	591	591	0
	環境課	04	03	01	衛生費	清掃費	清掃総務費	都市美化センター 地元補償	物価高騰等に伴う事業費 の増額	231,191	5,746	4,300	1,446

※ 財源更正のみの補正は、本表に記載していない。

◎ 一般会計補正予算（第2号）に計上した主な事業

経営部 総務課

《一般会計》

- EV車両の寄贈に伴う充電スタンドの設置事業など（公共駐車場管理ほか）

補正予算要求額 518千円

【補正理由】

本事業は、株式会社ホンダカーズより災害時支援の協定締結の打診と共にEV車両の寄贈の申し出があったことを受け、寄贈車両の円滑な公務利用に資するために本庁舎の駐車場に充電スタンドを設置するなど、充電スタンドの設置費と車両の寄贈に伴う諸経費について補正予算を要求するもの。

【内容】

EV車両の寄贈を受けるために要する費用と、寄贈後に公用車として円滑に利用するために必要な整備費用を確保する目的で予算計上するもの。

【概略スケジュール】

- 令和8年7月 災害時支援の協定締結、EV車の納車
 令和8年7月 充電スタンドの工事発注
 令和8年8月 充電スタンド設置完了、EV車の本格稼働

【要求額の積算内容】

電気自動車充電スタンド設置工事請負費	(補正額)	423千円
手数料(名義変更手数料)	(補正額)	32千円
自動車リサイクル手数料	(補正額)	13千円
火災保険料(自賠責保険料)	(補正額)	20千円
自動車損害保険料(任意保険料)	(補正額)	23千円
テレビ受信料(カーナビ用NHK受信料)	(補正額)	7千円
	(補正額合計)	518千円

《一般会計》

○ 特定不妊治療費助成事業（母子健康づくり）

補正予算要求額 4,000千円

【補正理由】

不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、令和8年4月に愛知県が保険適用となる体外受精や顕微授精等の生殖補助医療と併用で実施される先進医療（=保険適用とならない診療）にかかる費用の補助制度を創設したことに伴い、当市における特定不妊治療費助成事業の対象を拡充する。

【内容】

1回の治療と併用して実施した先進医療自己負担分の7/10を補助（上限5万円）

※補助負担割合：県1/2 市1/2

【効果】

医療保険が適用されない不妊治療における先進医療について、現在は希望者が全額自己負担で実施する必要があるため、その経済的負担を軽減することで、先進医療という選択肢を広げ、少子化対策の一つとして事業を実施することができる。

【概略スケジュール】

令和8年7月 犬山市特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正
対象者や医療機関へ制度を周知し、申請受付開始

【要求額の積算内容】

<歳出>

特定不妊治療費扶助料

上限額50,000円×申請見込80件=4,000千円

<歳入>

不妊治療費助成事業費県補助金 2,000千円（補助率1/2）

《一般会計》

○ 運動部活動の地域展開等推進事業（中学校部活動ほか）

歳出：補正予算要求額 △ 9 7 1 千円

歳入：補正予算要求額 △ 1, 1 4 7 千円

【補正理由】

中学校部活動を令和8年9月には、休日の地域スポーツクラブへの完全移行に向けて事業を進めているところである。

地域スポーツクラブとして休日に活動している団体による平日の活動を試行的に実施し、課題の洗い出しや今後の方向性を検証するため、令和8年2月2日付けで愛知県に対し事業計画書を提出し、令和8年4月に愛知県から内定金額が通知されたことから、歳入歳出補正予算を計上する。

また、令和7年度は、スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」により、事業を実施していたが、令和8年度は、「地方スポーツ振興費補助金」（運動部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援））として取り扱われることから、予算の組み換えを行う。

【内容】

新たな歳出として、試行で実施する平日も含めた地域スポーツクラブでの活動に対する委託料(992千円(補助率 10/10))を計上する。また、中学校部活動指導者謝礼については、令和8年度の活動予定に基づき減額するものとし、消耗品費については、補助金の内定額に合わせて減額する。

【効果】

今回の試行を実施し、部活動地域移行の実現に向けて前進する。

【概略スケジュール】

令和8年7月 平日も含めた地域スポーツクラブ活動の委託の実施

(次ページにつづく)

【要求額の積算内容】

<歳出 △971千円>

9.3.2 (中学校部活動)	中学校部活動指導者謝礼	△1,440千円
9.3.2 (中学校部活動)	消耗品費	△523千円
9.3.2 (中学校部活動)	地域スポーツクラブ活動試行実施委託料	992千円

<歳入 △1,147千円>

16.2.8	地域スポーツクラブ活動体制整備事業県補助金	△5,706千円
16.2.8	部活動指導員配置事業県補助金	△1,722千円
16.2.8	地域スポーツ振興費補助金	6,281千円

《一般会計》

○ 市民文化会館自主事業（市民文化会館利活用）

補正予算要求額 2, 484 千円

【補正理由】

市民への魅力ある鑑賞機会の提供と文化芸術活動の普及・振興を目的として実施する市民文化会館の自主事業について検討する中で、全国的な知名度が高く、かつ経済連携で犬山市とゆかりのある石垣市出身の夏川りみ氏の全国ツアーファイナル公演が招致できる見込みとなったため、増額補正するもの。

併せて増額補正の財源として、入場料収入の増額補正を計上するものである。

なお、本コンサートは、市民文化会館大ホールでの開催を計画しており、大ホール部分の改修工事が完了している令和8年9月27日に実施する予定。

【内容】

夏川りみ全国ツアーファイナル公演に必要な予算の不足分を増額する。

【効果】

話題性向上及び集客力強化が見込まれ、市民に対してより魅力ある鑑賞機会を提供できるとともに、会館の利活用促進及び文化芸術活動の普及・振興につながる。

【概略スケジュール】

令和8年 7月上旬 一般チケット販売開始

令和8年 9月27日 夏川りみコンサート

【要求額の積算内容】

<歳出>

自主事業委託料 2, 484 千円

※補正後の自主事業委託料 12, 708 千円

<歳入>

自主事業実施に伴う入場券販売代金 2, 484 千円

※補正後の自主事業実施に伴う入場券販売代金 9, 084 千円

《一般会計》

○ 蟬屋長塚線道路整備事業（蟬屋長塚線道路整備）

補正予算要求額 △142,894千円

【補正理由】

本事業に対する令和8年度社会資本整備総合交付金の内示額が当市の要求額を大きく下回ったことを受け、犬山市土地開発公社により土地取得を行うため、対象となる事業費を減額するもの。

【内容】

今年度予定している土地買収を犬山市土地開発公社に委託するため、土地購入費、物件移転補償金及び残地補償金を減額する。

なお、犬山市土地開発公社に委託し、購入した土地については、令和9年度以降の5年間で計画的に買戻しを行う。

【効果】

犬山市土地開発公社が先行取得した土地について、令和9年度以降の5年間で計画的に買戻しを行うことにより、国庫補助金の交付率に応じた計画的な予算執行が可能となる。それにより、市が負担する費用を最小限に抑えるとともに、用地買収に係る予算の平準化を図ることができる。

また、市が直接用地買収を行う場合で、地権者との交渉が難航し、買収が進まない事態になると、国庫補助金を十分に活用することができなくなる恐れがあるが、土地開発公社からの買戻しであれば安定した予算の執行が可能となる。

【概略スケジュール】

- | | |
|----------|---|
| 令和8年7月 | 犬山市土地開発公社と土地買収委託契約書の締結 |
| 令和8年8月 | 土地買収単価の決定 |
| 令和8年9月以降 | 譲渡所得等の課税の特例に係る小牧税務署との事前協議
犬山市土地開発公社に順次、用地買収の依頼
犬山市土地開発公社からの銀行借入協議に対する回答 |

(次ページにつづく)

【その他】

令和8年度一般会計補正予算（第2号）で犬山市土地開発公社からの用地再取得に係る債務負担行為の設定を行う。

【要求額の積算内容】

<歳出>

道路改良工事用地購入費	△106,544千円
物件移転補償金	△35,350千円
残地補償金	△1,000千円

<歳入>

社会資本整備総合交付金	△21,420千円
蝉屋長塚線道路整備事業債	△100,600千円

《一般会計》

○ 善師野防災広場整備工事（都市美化センター地元補償）

補正予算要求額 5,746千円

【補正理由】

本事業は、都市美化センター建設時に善師野区と交わした覚書に基づき、①善師野公民館西側に広場を整備するとともに、附帯工事として②広場北側にある県道御嵩犬山線の通路整備及び公民館の乗入口の拡幅等を行うもの（①は国庫補助対象、②は国庫補助対象外）。

事業費の当初予算要求にあたっては、令和7年度に発注した詳細設計業務委託（委託期間：令和8年3月19日まで）の中で算出した概算金額を元に積算した。しかし、その後の関係機関等との調整や工事金額の精査を進めていく中で、排水対策や工事車両侵入のための仮設工事等に想定外の費用が必要となったこと、さらには経済情勢の変化による資材価格の高騰により全体工事費に不足が生じることとなったため、増額補正予算を計上するもの。

【内容】

今回の補正予算は、上記のうち②に係る工事費に充てる。

既に上記①については、工期の関係から当初予算の範囲内で先行して契約準備を進めている。

【概略スケジュール】

令和8年6月 上記①の工事契約、着手

令和8年8月 上記②の工事契約、着手

令和9年3月 上記①②の工事完了

【要求額の積算内容】

<歳出>

善師野防災広場整備工事請負費 5,746千円

※補正後の善師野防災広場整備工事請負費 218,555千円

<歳入>

善師野防災広場整備事業債 4,300千円

※補正後の善師野防災広場整備事業債 136,800千円

《人権擁護委員》

○ 人権擁護委員の推薦について（諮問第1～3号）

【趣旨】

人権擁護委員の玉置 純二（たまき じゅんじ）氏、中島 美佐子（なかしま みさこ）氏及び野村 秀夫（のむら ひでお）氏の任期満了（令和8年9月30日）に伴い、後任者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの。

【後任者】

諮問第1号の対象者（新任）

氏 名 岡田 義彦（おかだ よしひこ）

生年月日

諮問第2号の対象者（新任）

氏 名 子安 邦子（こやす くにこ）

生年月日

諮問第3号の対象者（新任）

氏 名 水野 幹伸（みずの みきのぶ）

生年月日

委員の任期については委嘱の日から3年間。